

平成28年4月13日

## 「「松川資料」の整理・公開に関わる福島大学と 福島県松川運動記念会との協定書」の締結について

福島大学と福島県松川運動記念会は、平成28年4月12日に「「松川資料」の整理・公開に関わる福島大学と福島県松川運動記念会との協定書」を福島大学にて締結いたしました。

本協定は、平成19年4月12日に松川事件等に関する資料の整理等に関して、援助、協力を行うために締結され、平成22年、平成25年と更新されて参りました。

今回の協定締結にあたり、福島大学からは、中井学長、小沢副学長（研究・地域連携担当）、高橋地域連携課長が、福島県松川運動記念会からは、安田理事長、高橋理事、元被告の阿部市次氏他4名が出席し、協定締結後に懇談を行いました。

本協定の締結により、松川資料の整理・公開について、更なる進展が期待されるものと考えております。



### 【担当窓口】

福島大学地域連携課（岩崎）

TEL：024-548-8012

特定非営利活動法人福島県松川運動記念会（吉田）

TEL：024-523-4183

### 「松川資料」の整理・公開に関わる福島大学と福島県松川運動記念会との協定書

第1条 福島大学と福島県松川運動記念会（以下、「両者」という。）は、「松川事件・松川裁判・松川運動」（以下、「松川事件等」という。）が戦後民主主義の原点として果たしている歴史的意義に鑑み、松川事件等に関する資料（以下、「松川資料」という）の整理等に関して、援助、協力するために協定を締結する。

第2条 両者は次の事項について協力する。

- 一 松川資料収集に関すること
- 二 松川資料整理に関すること
- 三 松川資料保存に関すること
- 四 松川資料公開に関すること
- 五 上記以外の関連すること

2 協力形式、協力による成果の利用条件については、両者によって協議する。

第3条 この協定は、両者の代表が署名した日に発効し、3年間有効とする。ただし、この協定の有効期間満了の30日前までに、両者いずれからも書面をもって終了の申し出がないときは、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定は2通作成され、いずれも正文である。

平成28年4月12日

国立大学法人福島大学  
代表者 福島大学長

特定非営利活動法人  
福島県松川運動記念会  
代表者 理事長